



「沖縄県とバス事業者の 地域公共交通の利便増進に関する連携協定」の締結について

県内のバス事業者4社（琉球バス交通、沖縄バス、那覇バス、東陽バス）は、令和8年8月1日付けで「地域公共交通の利便増進に関する連携協定」を締結し、業界の垣根を越えて交通課題の解決に主体的に取り組む姿勢を示しました。その後、同4社より県に対し、「共同経営計画」の作成や、各種支援への要請（8月19日）がありました。

今回のバス事業者4社による連携協定は、本県の交通課題の解決に大きく寄与する主体的な取組であり、県としても連携して取り組むべきものと判断し、令和8年8月31日付けで「沖縄県とバス事業者の地域公共交通の利便増進に関する連携協定（以下、「本協定」という。）」を締結しました。

県としては、本協定に基づき、バス事業者による「共同経営計画」の作成を支援するとともに、同計画の取り組みを官民連携して推進してまいります。報道各社におかれましては、本取り組みの広く県民への周知について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【本協定に基づく取組の展開イメージ】

- （1）路線バスネットワークの持続可能性の確保に関すること
 - ・独占禁止法特例法を活用した共同運行の拡充、ダイヤ調整など
 - ・基幹バス区間の利便性向上に向けた、バスレーンの延長や連節バスの導入など
- （2）バス運転手等の人材確保に関すること
 - ・バス運転手等の処遇改善、運転手確保に向けた広報・啓発活動など
- （3）路線バスの利便性向上に関すること
 - ・バスロケーションシステムの利便性向上、バス停・上屋の整備促進など
- （4）路線バスの利用促進に関すること
 - ・共同での広報、プロモーション、利用促進キャンペーンの実施など

【問い合わせ先】

沖縄県企画部交通戦略推進課
都市交通推進班 大濱、石原
TEL：098-894-2616

「沖縄県とバス事業者の地域公共交通の利便増進に関する連携協定」の締結について

- 令和8年8月19日付けで、当該バス事業者4社（琉球バス交通、沖縄バス、那覇バス、東陽バス）より県に対し、同年8月1日に締結された4社間の協定に基づく、「共同経営計画」の作成に向けた協力や、路線バスネットワークの持続可能性の確保、バス運転手等の処遇改善・人材確保、利便性向上等に対する各種支援の要請があった。あわせて、今後の取組を実効性あるものとするため、行政との緊密な連携が不可欠であるとして、本県を含めた5者による連携協定の締結についても要請があった。
- 今回のバス事業者4社による連携協定は、本県の交通課題の解決に大きく寄与する主体的な取組であり、事業者間の連携をさらに後押しし、特例法に基づく共同経営計画の作成等を支援していくため、「沖縄県とバス事業者の地域公共交通の利便増進に関する連携協定」を締結した。
- 県は、本協定に基づき、独占禁止法特例法を活用した共同運行の拡充、ダイヤ調整、基幹バス区間の利便性向上に向けたバスレーンの延長や連節バスの導入、バス運転手等の処遇改善、運転手確保に向けた広報・啓発活動、バスロケーションシステムの利便性向上、バス停・上屋の整備促進、共同での広報、プロモーション、利用促進キャンペーンなど、バス事業者4社と連携、協力して取り組む。

県とバス事業者間の連携協定締結までの流れ

令和8年8月1日付け

バス事業者4社による
「地域公共交通の利便増進に関する連携協定」の締結

令和8年8月19日付け

バス事業者4社より「地域公共交通の利便増進に関する
連携協定の締結について」県へ要請

令和8年8月31日付け

「沖縄県とバス事業者の地域公共交通の利便増進に関する
連携協定」の締結



※バス事業者4社による記者発表会の様子



※バス事業者4社から玉城知事への要請書手交の様子

連携・協力事項	具体的な取組（展開イメージ）
路線バスネットワークの持続可能性の確保	・独占禁止法特例法を活用した共同運行の拡充、ダイヤ調整 ・基幹バス区間の利便性向上に向けたバスレーンの延長や連節バスの導入など
バス運転手等の人材確保	・バス運転手等の処遇改善 ・運転手確保に向けた広報・啓発活動など
路線バスの利便性向上	・バスロケーションシステムの利便性向上 ・バス停・上屋の整備促進など
路線バスの利用促進	・共同での広報、プロモーション ・利用促進キャンペーンの実施など

沖縄県とバス事業者の
地域公共交通の利便増進に関する
連携協定書

沖縄県

株式会社琉球バス交通

沖縄バス株式会社

那覇バス株式会社

東陽バス株式会社

沖縄県とバス事業者の地域公共交通の利便増進に関する連携協定書

沖縄県(以下「甲」という。)と、株式会社琉球バス交通(以下「乙」という。)、沖縄バス株式会社(以下「丙」という。)、那覇バス株式会社(以下「丁」という。)及び東陽バス株式会社(以下、「戊」という。)は、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、乙、丙、丁及び戊が締結した「地域公共交通の利便増進に関する連携協定書」を踏まえ、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に連携・協力することで、沖縄県内の路線バスの利便性向上及び利用促進に取り組むとともに、持続可能な路線バスネットワークを形成し、安定した公共交通サービスを提供することにより、県民及び観光客の移動利便性の向上や地域の経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項(以下、「連携事項」という。)に連携・協力して取り組むものとする。

- (1) 路線バスネットワークの持続可能性の確保に関すること
- (2) バス運転手等の人材確保に関すること
- (3) 路線バスの利便性向上に関すること
- (4) 路線バスの利用促進に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号の具体的な連携・協力内容については、甲、乙、丙、丁及び戊で協議の上、別途定める。

3 乙、丙、丁及び戊は、前項に基づき別途定める具体的な取組内容および実施方法に基づき、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律(令和2年法律第32号)第10条第1項に規定する共同経営計画の作成及び第9条第1項の規定による共同経営に関する協定の締結の認可を受けるため、同法第10条第1項に規定する共同経営計画の作成に向けて、誠実に協議及び検討を行うものとし、甲は必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 有効期間満了前までに、甲、乙、丙、丁又は戊のいずれからも書面による更新拒絶の申し入れがないときは、本協定は有効期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定内容の変更及び解除)

第4条 甲、乙、丙、丁及び戊は協議の上、書面による合意をもって、本協定の有効期間中であってもその内容を変更することができる。

2 本協定の有効期間内において、前条第2項の規定に基づく更新拒絶の申し入れがあった場合に限り、当該有効期間の満了をもって本協定は解除するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙、丙、丁及び戊は、既に公知となっている情報を除き、連携事項の実施に当たり知り得た機密情報を、本協定の期間中はもとより、本協定終了後においても相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示または漏えいしてはならない。ただし、本協定書の目的を達成するため、公的機関や公共交通に関する法定協議会等に対して必要な範囲で開示する場合はこの限りではない。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、決定する。

本協定が成立した証として、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊はそれぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年8月31日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙 株式会社琉球バス交通
代表取締役
小川 吾吉

丙 沖縄バス株式会社
代表取締役社長
新川 幹雄

丁 那覇バス株式会社
代表取締役
小川 吾吉

戊 東陽バス株式会社
代表取締役
新川 幹雄